

夏のスポーツ教室

●大人向け

- ①ピラティス教室
日7月15日～9月30日（8月12日、9月2日・16日・23日を除く毎週火曜日・全8回）
午前9時30分～10時30分
- ②ボクサシェイプ(ビギナー)教室
日7月15日～9月30日（8月12日・19日、9月16日・23日を除く毎週火曜日・全8回）
午前10時45分～11時45分
- ③ファットバーンボクサ&トレーニング教室
日7月16日～9月17日（8月13日・20日を除く毎週水曜日・全8回）
午後7時～8時
- ④リラックスヨガ教室
日7月25日～9月26日（8月15日、9月19日を除く毎週金曜日・全8回）
午前9時30分～10時30分
- ⑤スリムシェイプエアロ教室
日7月25日～9月26日（8月15日、9月19日を除く毎週金曜日・全8回）
午前10時45分～11時45分

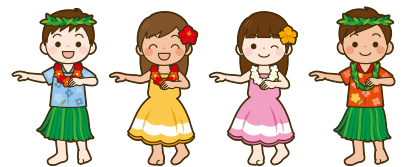
●ワンデーレッスン

- ⑥骨盤コンディショニング&ストレッチ教室
日7月26日(土)
午前9時30分～10時30分
- ⑦バーニングヒート教室
日7月26日(土)
午前10時45分～11時45分
- ⑧エンジョイエアロ教室
日8月23日(土)
午前9時30分～10時30分
- ⑨引き締めサーキット教室
日8月23日(土)
午前10時45分～11時45分
- ⑩ZUMBA教室
日9月13日(土)
午前9時45分～10時45分
- ⑪やさしいヨガ教室
日9月13日(土)
午前11時～正午
- 子ども向け
- ⑫親子バドミントン教室
日7月26日(土) 午前9時30分～10時30分
対市内在住・在学の小学生とその保護者
定20組（申込順）
費1,000円

気軽にスポーツに親しむことができるよう、年齢・体力などに応じたスポーツ教室を行います。 問エイトアリーナ ☎999-7011

⑬フラダンス教室

日8月9日(土)
1部＝午前9時30分～10時30分、
2部＝午前10時45分～11時45分
対1部＝市内在住・在園の年少～年長とその保護者、2部＝市内在住・在学の小学生
定1部＝15組、2部＝20人（各部申込順）
費各部1,000円



⑭走り方教室

日9月20日(土)
1部＝午前9時～10時、2部＝午前10時15分～11時15分、3部＝午前11時30分～午後0時30分
対1部＝市内在住・在園の年少～年長とその保護者、2部＝市内在住・在学の小学校1・2年生、3部＝市内在住・在学の小学校3・4年生
定1部＝15組、2・3部＝30人（各部申込順）
費各部1,000円



—①～⑭共通—
場①～⑤、⑫～⑭エイトアリーナ、⑥～⑪りらーと八幡多目的室1
—①～⑪共通—
対市内在住・在勤・在学の15歳以上の方※中学生を除く
定①～⑤30人（申込順）、⑥～⑪各日30人程度（当日先着順）
費①～⑤4,800円、⑥～⑪500円
—①～⑤、⑫～⑭共通—
申参加申込書（エイトアリーナまたは市ホームページで入手）を6月6日から各教室の初回教室の1週間前までに、エイトアリーナ（受付＝午前9時～午後5時）へ
※①～⑤の教室は見学（無料）することができます。

国民健康保険についてのお知らせ

令和7年度国民健康保険税の改定および糖尿病性腎症重症化予防対策事業についてお知らせします。
問国保年金課①～③について ☎内834、④について ☎内214

①税率等および課税限度額の改定

所得割額、均等割額および課税限度額の改定により、国民健康保険税は次のとおり計算されます。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
課税対象年齢	0～74歳		40～64歳
① 所得割額(課税対象所得金額×右の各項目)	7.8%	2.5%	2.3%
② 均等割額(被保険者1人あたり)	35,000円	15,000円	14,000円
課税限度額(1世帯あたり)	650,000円	240,000円	170,000円

※課税対象所得金額(賦課基準額)とは、令和6年分の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額
※合計所得金額が2,400万円を超える方は、段階的に基礎控除額が縮小されます。

②国民健康保険税率の改定

令和9年度に向けて国民健康保険税率と県が示す市町村標準保険税率の差を埋めるため、保険税率を段階的に改定する必要があります。
令和7年度の保険税率は次のとおりです。

区分		国民健康保険税率(A)	市町村標準保険税率(B)	差(A－B)
医療分	所得割率	7.80%	7.44%	0.36%
	均等割額	35,000円	45,637円	－10,637円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.50%	2.70%	－0.20%
	均等割額	15,000円	16,324円	－1,324円
介護納付金分	所得割率	2.30%	2.22%	0.08%
	均等割額	14,000円	15,949円	－1,949円

③軽減判定所得基準額の改定

国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準額を引き上げます。

④糖尿病性腎症重症化予防対策事業

市では、国民健康保険被保険者を対象に糖尿病性腎症重症化予防対策事業を行っています。前年度の特定健康診査などの結果やレセプトデータに基づき、委託業者から通知を送付します。糖尿病を放置すると重大な合併症につながる場合があります。通知が届いた方は、医療機関への受診や保健指導を利用してください。